

消防の動き



2023
6
No.626

- 令和4年度国際消防防災フォーラム(シンガポール)の開催
- 令和5年度消防研究センター等の一般公開(開催報告)
- 令和4年度優良少年消防クラブ・指導者表彰(フレンドシップ)の開催



消防庁
Fire and Disaster Management Agency



特報

「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討報告書」の概要……4

令和5年6月号 No.626

巻頭言

「己の命を守り 仲間の命を守りてこそ 人の命を救えるなり」
～名古屋市消防局の課題への取り組み～
(名古屋市消防局長 半田 修広)

レポート

令和4年中の救急出動件数等(速報値)……7

Topics

2023 年度全国統一防火標語・防火ポスターの発表……9

令和5年度消防研究センター等の一般公開(開催報告)……10

令和4年度国際消防防災フォーラム(シンガポール)の開催……13

令和4年度優良少年消防クラブ・指導者表彰(フレンドシップ)の開催……17

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊の登録隊数(令和5年4月1日現在)……18

消防通信～望楼

泉州南広域消防本部(大阪府) / 湖南広域消防局(滋賀県)
和歌山市消防局(和歌山県) / 八千代市消防本部(千葉県)……21

消防大学校だより

緊急消防援助隊教育科 指揮隊長コースにおける教育訓練
～指揮隊長コース第 28 回テーマ「尊重」「融和」～……22
令和5年度 講師派遣について……23

報道発表

最近の報道発表(令和5年4月21日～令和5年5月20日)……24

通知等

最近の通知(令和5年4月21日～令和5年5月20日)……25
広報テーマ(6月・7月)……25

お知らせ

地震に対する日常の備え……26
6月4日～10日は「危険物安全週間」……28
熱中症予防についてのお知らせ……29



■表紙
本号掲載記事より

己の命を守り 仲間の命を守りてこそ 人の命を救えるなり



～名古屋市消防局の課題への取り組み～

名古屋市消防局長 半田 修広

現在、名古屋市消防局では、東日本大震災から12年が経過し、発生の可能性が高まっている南海トラフ地震に立ち向かうための準備を確実に進めることを大目標としております。南海トラフ地震により想定される被害に、消防局の力だけでは太刀打ちできないことは明白であり、消防局の体制強化を図っていくことは勿論のこと、地域の力を育むことが何より重要となります。

そのために、消防団との連携による災害対応能力の強化、自助・共助のベストマッチによる地域防災力の強化を推進しており、施策の1つである、消防団員や区役所職員等と連携した戸別訪問事業では、消防職員が市内の全113万世帯に足を運び、直接市民と面会して防災啓発を行い、各家庭の実態を把握したうえで必要な防災対策を提案し、動機付けとして家具の固定器具などの防災用品を配付して確実に対策に結び付けることで地域力の向上に努めております。

また、火災件数が減少傾向にあり、消防隊員の現場経験の少なさが課題となる中でも、火災の傾向に合わせて訓練想定や訓練場所の設営に工夫を凝らした有効な訓練を行うことで、初動対応から継続する消防活動能力の強化を図っております。

更には、広域的な消防体制の充実を図るためには、本市だけではなく愛知県全体のレベルアップも必要であり、これに向けては、昨年度から愛知県防災ヘリコプターの受託運用を開始しています。これにより、現在、名古屋市の消防ヘリコプター2機と合わせて3機体制で愛知県全域の災害対応を行っており、必要に応じて近隣の県にも出動しております。

今後も指令センターの共同運用や本市と愛知県との消防学校の統合等を進めることにより、県下消防本部や関係部局との連携を一層強化してまいりたいと考えています。

その他にも、救急出動件数の増加による救急体制のひっ迫、今後も増加していく高齢者世帯への防火対策など、多くの課題を抱えておりますが、これらの解決に向けても「責任感」「スピード」「好奇心」の3つを重んじて、様々な施策ひとつひとつに全力を挙げて取り組んでまいります。

私自身は、消防の本質は現場であるという「現場主義」にこだわり続けております。消防の現場は常に困難で危険と隣り合わせですが、その先に救うべき命があります。

現場では、起こったことを瞬時に理解し、判断し、対応することが求められ、これを誤れば、仲間の身や己の身をも危険に晒すこととなりかねないことから、安全管理は当然のこと、危機管理能力も研ぎ澄ませなければなりません。消防におけるすべての職務は、安全・確実な現場活動に通ずるものと考えております。

当局には、過去の現場活動の教訓として「なごやしょうぼういのちさんくん名古屋消防命三訓」が掲げられています。この言葉の通り、己の命を守り、仲間の命を守ってこそ、人の命を救うことができると私は信じています。

名古屋消防命三訓
己の命を守り
仲間の命を守りてこそ
人の命を救えるなり



「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討報告書」の概要

消防庁危険物保安室

1 はじめに

屋外貯蔵タンクにおける定期点検では、従来より目視を中心とした点検がなされており、大規模な屋外貯蔵タンクの供用中に、高所などのいわゆる点検困難部位の点検を行う際には、地上及び廻り階段から目視検査が行われてきました。

近年、産業分野においては新技術としてのドローンの利活用に注目が集まっており、保安分野における点検にもドローンの導入が進みつつあります。

一方で、危険物施設においては危険区域内の防爆規制により、非防爆機器であるドローンの導入が進んでいませんでしたが、屋外貯蔵タンクにおいては、一定の条件下における危険区域の合理化が図られ、ドローンを定期点検に導入することが可能となりました。

カメラ等撮影機器を搭載したドローンを従来の目視点検に替えて屋外貯蔵タンクの点検困難部位の点検に導入することにより、地上からの目視で生じる死角対策、足場等設置コストの低減、高所危険作業の削減等の効果が期待されます。

これらを踏まえ、消防庁では令和4年度に「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会」を開催しました。

検討結果を報告書にとりまとめ、併せて「ドローンを活用した屋外貯蔵タンクの側板等の点検に係るガイドライン」を策定しましたので紹介します。

2 従来の直接目視によるタンク側板等の点検とその課題

タンク側板等の点検は、定期点検又は内部開放時の点検において、主として直接目視により行われており、著しい腐食が確認された場合には、当該腐食の定量化を行い、補修の要否が判断されています。

従来の直接目視による点検は、地盤面及び階段部等から行われることが多く、この方法ではタンク側板等の全体的な状況が点検できる一方で大規模なタンクでは近接目視ができるのは低所及び階段部周辺のみであり、階段部周辺を除く高所については遠望目視とならざるを得ませんでした。また、地盤面からの目視ではウインドガード等の附属物取付け部には死角が生じることとなり、直接目視することが困難でありました。(図1)

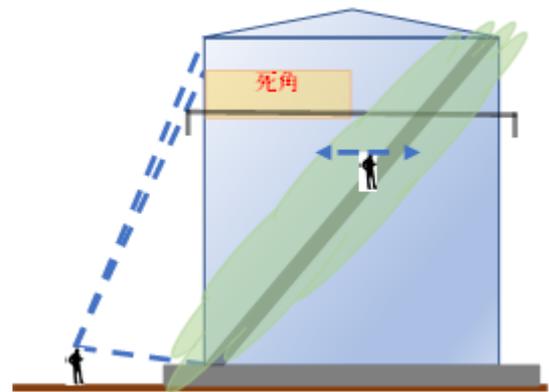


図1 従来の目視点検

内部開放時の点検では、タンクに足場やゴンドラ等を設置して点検を行うこともあり、この方法であれば、階段部周辺を除く高所や附属物取付け部の死角が生じる箇所であっても近接目視による点検を行うことができます。しかしながら足場等の設置には多大な労力と費用がかかるうえ、高所作業が伴うため、墜落や転落の危険がありました。(図2)

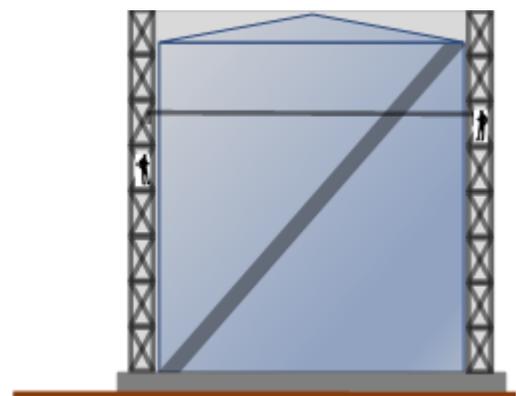


図2 足場を設置して行う点検の例



3 消防危第 175 号通知の発出について

令和3年度に消防庁で実施した「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」では、タンク周囲でドローンやIoT機器の使用を可能とすることを目的として、定常時（危険物の受払いや水切り作業等の特別な作業が行われておらず、貯蔵のみを行っている状態）における可燃性蒸気の滞留状況を測定する実証実験が行われました。この実証実験において、タンクの周囲に爆発性雰囲気となるような濃度の可燃性蒸気は滞留しないことが確認され、令和4年8月4日付け消防危第175号「屋外貯蔵タンク周囲の可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について」が発出されました。

175号通知により一定条件下での危険区域の合理化が図られたことから、供用中のタンクに接近させたドローン飛行が可能となりました。

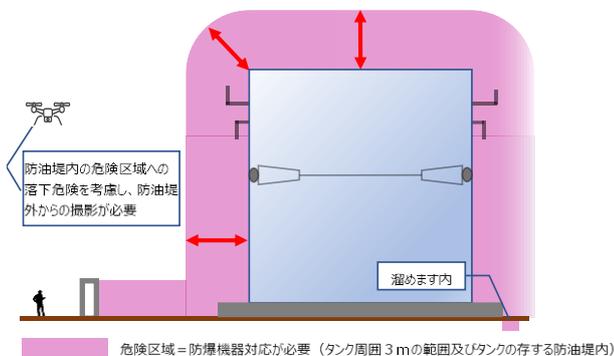


図3 175号通知発出前の危険区域とドローンの飛行位置

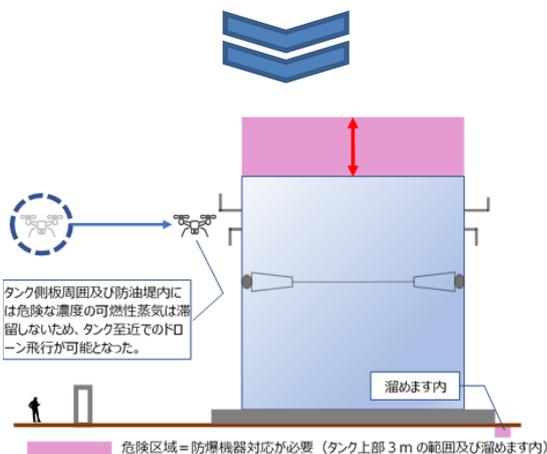


図4 175号通知発出後の危険区域とドローンの飛行位置

4 各種調査と実証実験での検証項目の整理

ドローンを活用した点検の課題を整理するため、国内におけるドローンに関する法令の調査、ヒアリング調査、腐食の定量化技術の調査、ドローンで取得した検査データの活用・管理方法に関する調査を実施しました。

各種調査結果から抽出した課題を下記の4項目に整理し、整理された各検証項目について、実証実験を実施しました。

- ①タンク近接飛行を行う際の安全対策やドローン運用上の留意事項に関する検証
- ②腐食・損傷の撮影条件に関する検証
- ③ドローン飛行方法と点検の効率性に関する検証
- ④点検結果の記録方法に関する検証

5 調査検討結果

実証実験などを踏まえ、ドローンを活用した効果的なタンク外観点検を行うための方策について検討を行い、以下の結論が得られました。

- (1) ドローンをタンクに接近させて飛行を行うためには、適切な機体選定や安全装備を備える等のハード面での対策のほか、電波障害や突風に備えた監視体制の構築等、ソフト面での対策を行う必要があること。
- (2) タンクの腐食・損傷箇所の撮影時には、静止画及び動画撮影時に生じる不具合の解消又は軽減対策を講じる必要があること。

なお、事業者が点検を行う場合に自らの設定する検出基準値や使用撮影機材に応じて適切な撮影距離を決定するための事前検証を行うことが望ましい。

- (3) ドローンで撮影したタンク静止画からオルソ画像や3Dモデルを生成し、当該オルソ画像等に詳細静止画等を紐付けることにより、タンク外観点検の結果を視覚的かつ一元的に記録することが可能であり、従来の紙の図面への記録に替わる点検記録方法となり得ること。



(1) ハード面及びソフト面の安全対策

○ハード面の安全対策（機体選定及び安全装備）

- ア 非常時の自動帰還機能の搭載
- イ センサー等により衝突を防止する機能の装備
- ウ 飛行環境に応じた耐風性能
- エ 操縦系統、映像伝送系統の無線設備はそれぞれ複数の周波数帯が使用可能であることが望ましい
- オ タンク間を飛行させる場合におけるドローン運用事業者の推奨する機体の大きさ
- カ 万一の衝突に備えたプロペラガードの装備
※プロペラガードを装備することでドローンの飛行が不安定となる環境の場合は除く

○ソフト面の安全対策（監視体制等）

- ア 飛行前、事業所内の関係部署に飛行計画の周知と調整
- イ 令和4年8月4日付消防第175号通知1の(1)及び(2)の要件に適合していることを常時監視し、同通知2の安全対策を講じる
- ウ 強風や突風に対する監視体制の構築
- エ 同一タンクヤードにタンクが複数存する場合等は、監視員の増員、複数発着場所の設定、ドローンを見失わない監視体制（航空法に従った目視外飛行時は除く。）
- オ 自立飛行で不測の事態が生じた場合には、マニュアル操縦等への切り替えで対応
- カ バッテリーは残量に余裕を持って交換



図5 衝突回避機能作動時の例

(2) 静止画及び動画撮影時の留意事項

○撮影距離決定のための事前検証

使用するカメラを用いて事業者が自ら定める平面的な検出基準値以上の寸法を持つ腐食等を確実に検出するための事前検証を行い撮影距離を決定



図6 事前検証の概念図

○静止画撮影時の留意事項

- ア 適切な位置にドローンを移動させての撮影
- イ 静止画の焦点が合わない等の不具合が生じることが想定される場合には、カメラ設定を適切に行うことにより不具合の解消または軽減を図る

○リアルタイム動画で点検を行う場合の留意事項

- ア 伝送されるリアルタイム動画の画素数に対応した無線通信設備、ディスプレイを用いる
- イ リアルタイム動画で腐食を検出した場合は、当該場所の静止画撮影をすとも位置情報を記録
- ウ カメラの録画機能により事後検証可能な記録を残す

(3) 点検結果の記録方法

タンク静止画から作成したタンク全体の3Dモデルやオルソ画像等に腐食等の詳細静止画や位置情報を紐付け、タンク外観点検の結果を視覚的かつ一元的に記録することが可能

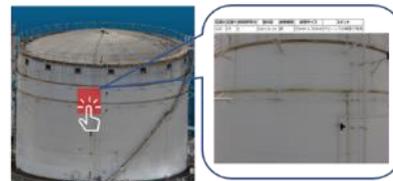


図7 SfMによる3D化+点検記録管理

6 ガイドラインの策定

調査検討結果からタンク供用中の定期点検又は開放時の点検でタンク外面を点検するためにカメラ等を搭載したドローンを用いて従来の目視点検に代替する点検を行う際に、タンク所有者等が自主保安を推進するために参考となる指針として「ドローンを活用した屋外貯蔵タンクの側板等の点検に係るガイドライン」を策定しました。

7 その他

「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討報告書」及び「ドローンを活用した屋外貯蔵タンクの側板等の点検に係るガイドライン」については、消防庁ホームページから閲覧できます。「消防庁トップページ」→「審議会・検討会等」→「検討会等」→「令和4年度開催の検討会等」→「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会」

(https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-120.html)

(以上)

令和4年中の救急出動件数等(速報値)

救急企画室

※速報値としての公表であり、精査の結果、数値を修正する可能性があります。
 ※本資料のうち、令和3年以前の数値は確定値となります。

1. 救急出場件数と搬送人員の推移

令和4年中の救急自動車による救急出動件数は722万9,838件(対前年比103万6,257件増、16.7%増)、搬送人員は621万6,909人(対前年比72万5,165人増、13.2%増)で救急出動件数、搬送人員ともに増加した(図1、表2参照)。

図1 救急自動車による救急出動件数及び搬送人員の推移

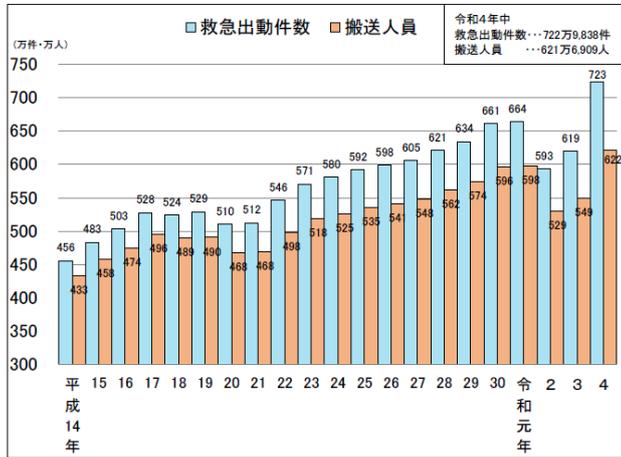


表2 救急自動車による救急出動件数及び搬送人員の5年ごとの推移

年	救急出動件数 (件)	増減率 (%)	搬送人員 (人)	増減率 (%)
平成14年	4,555,881	—	4,329,935	—
19	5,290,236	16.1	4,902,753	13.2
24	5,802,455	9.7	5,250,302	7.1
29	6,342,147	9.3	5,736,086	9.3
令和4年	7,229,838	14.0	6,216,909	8.4

2. 事故種別の搬送人員

令和4年中の救急自動車による搬送人員の内訳を事故種別ごとにみると、急病が418万9,220人(67.4%)、一般負傷が98万2,901人(15.8%)、交通事故が34万7,214人(5.6%)などとなっている(表3参照)。

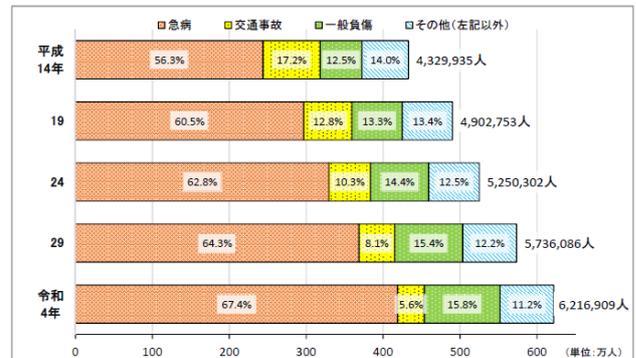
事故種別ごとの搬送人員について、5年ごとの推移をみると、事故種別ごとの救急出動件数と同じように、急病の割合は増加している一方で、交通事故の割合は減少している(図4参照)。

表3 事故種別の搬送人員対前年比

事故種別	令和4年中		令和3年中		対前年比	
	搬送人員	構成比 (%)	搬送人員	構成比 (%)	増減数	増減率 (%)
急病	4,189,220	67.4	3,605,179	65.6	584,041	16.2
交通事故	347,214	5.6	340,573	6.2	6,641	1.9
一般負傷	982,901	15.8	879,503	16.0	103,398	11.8
加害	18,929	0.3	17,945	0.3	984	5.5
自損行為	40,202	0.6	37,535	0.7	2,667	7.1
労働災害	56,801	0.9	52,168	0.9	4,633	8.9
運動競技	34,864	0.6	28,521	0.5	6,343	22.2
火災	4,937	0.1	4,746	0.1	191	4.0
水難	1,881	0.0	1,833	0.0	48	2.6
自然災害	448	0.0	547	0.0	▲99	▲18.1
その他	539,512	8.7	523,194	9.5	16,318	3.1
合計	6,216,909	100	5,491,744	100	725,165	13.2

※割合の算出に当たっては、端数処理(四捨五入)のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

図4 事故種別の搬送人員と構成比の5年ごとの推移



※割合の算出に当たっては、端数処理(四捨五入)のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

3. 年齢区分別の搬送人員

令和4年中の救急自動車による搬送人員の内訳を年齢区分別にみると、高齢者が386万2,874人(62.1%)、成人が186万2,404人(30.0%)、乳幼児が27万4,026人(4.4%)などとなっている(表5参照)。

年齢区分別の搬送人員について、5年ごとの推移をみると、高齢者の割合は増加している(図6参照)。

表5 年齢区分別の搬送人員対前年比

年齢区分	令和4年中		令和3年中		対前年比	
	搬送人員	構成比(%)	搬送人員	構成比(%)	増減数	増減率(%)
新生児	12,444	0.2	12,303	0.2	141	1.1
乳幼児	274,026	4.4	210,962	3.8	63,064	29.9
少年	205,161	3.3	160,895	2.9	44,266	27.5
成人	1,862,404	30.0	1,707,782	31.1	154,622	9.1
高齢者	3,862,874	62.1	3,399,802	61.9	463,072	13.6
合計	6,216,909	100	5,491,744	100	725,165	13.2

※ 割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

図6 年齢区分別の搬送人員と構成比の5年ごとの推移



1 割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

2 年齢区分の定義

新生児：生後28日未満の者
 乳幼児：生後28日以上7歳未満の者
 少年：7歳以上18歳未満の者
 成人：18歳以上65歳未満の者
 高齢者：65歳以上の者

4. 傷病程度別の搬送人員

令和4年中の救急自動車による搬送人員の内訳を傷病程度別にみると、軽症（外来診療）が293万8,525人（47.3%）、中等症（入院診療）が270万4,042人（43.5%）、重症（長期入院）が47万8,775人（7.7%）などとなっている（表7参照）。

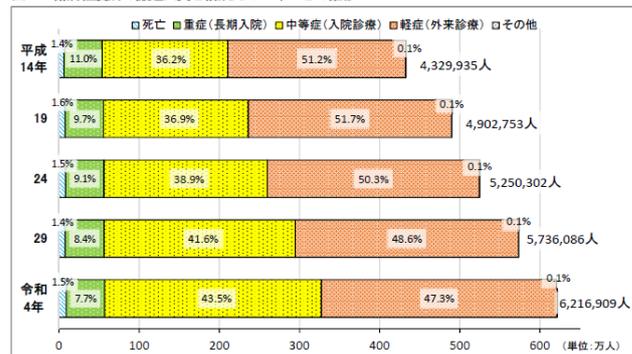
傷病程度別の搬送人員について、5年ごとの推移をみると、中等症（入院診療）の割合は増加し、軽症（外来診療）の割合は減少しているが、前年との比較では軽症（外来診療）の割合は増加し、中等症（入院診療）の割合が減少している（図8参照）。

表7 傷病程度別の搬送人員対前年比

傷病程度	令和4年中		令和3年中		対前年比	
	搬送人員	構成比(%)	搬送人員	構成比(%)	増減数	増減率(%)
死亡	90,774	1.5	81,448	1.5	9,326	11.5
重症(長期入院)	478,775	7.7	466,440	8.5	12,335	2.6
中等症(入院診療)	2,704,042	43.5	2,481,532	45.2	222,510	9.0
軽症(外来診療)	2,938,525	47.3	2,460,460	44.8	478,065	19.4
その他	4,793	0.1	1,864	0.0	2,929	157.1
合計	6,216,909	100	5,491,744	100	725,165	13.2

※ 割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

図8 傷病程度別の搬送人員と構成比の5年ごとの推移



1 割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

2 傷病程度の定義

死亡：初診時において死亡が確認されたもの
 重症(長期入院)：傷病程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの
 中等症(入院診療)：傷病程度が重症または軽症以外のもの
 軽症(外来診療)：傷病程度が入院加療を必要としないもの
 その他：医師の診断がないもの及び傷病程度が不明なもの、もしくはその他の場所に搬送したもの
 ※ 傷病程度は入院加療の必要程度を基準に区分しているため、軽症の中には早期に病院での治療が必要だった者や過剰による治療が必要だった者も含まれている。

5. まとめ

令和4年中の救急出動件数、搬送人員ともに対前年比で大幅に増加するとともに、集計開始以来、最多となった。

消防庁としては、このような救急需要の増加の中でも、適切に救急搬送に対応できるよう、①住民が急な病気等の際に、救急車を呼ぶべきか相談できる救急安心センター事業「#7119」の普及や、②全国版救急受診アプリ「Q助」の活用などの取組を推進してまいりたい。

※過去の救急出動件数等に関するデータは、下記に掲載していますので、御活用ください。

・救急・救助の現況

<https://www.fdma.go.jp/publication/#rescue>

問合せ先
 消防庁救急企画室 TEL：03-5253-7529

令和5年度消防研究センター等の一般公開(開催報告)

消防研究センター

東京都調布市の同じ敷地内に位置する消防研究センター、消防大学校、日本消防検定協会及び一般財団法人消防防災科学センターにおいて、4月に一般公開を開催しました。

この一般公開は、科学技術週間（「発明の日」（4月18日）を含む週）に実施しているもので、今回は、4年ぶりの実開催（敷地内の施設の公開や実演等、4月21日（金）に実施）と、令和3年度に初めて行ったオンライン開催（4月14日（金）～4月24日（月））を併せて実施しました。実開催では約440人が来場され、研究官から直接研究内容の説明を受けられたほか、実演も見学されました。また、ホームページのオンライン開催のページ（実開催の案内を含む）へのアクセス数は、令和4年度よりも約470件増え、約4,300件となりました。

実開催では20項目を公開し、オンライン開催では54動画を配信しましたが、ここでは実開催における消防研究センター関連項目の一部について紹介します。

なお、消防研究センターホームページには、一般公開で配信した動画の一部や研究開発等に関する様々な動画を掲載していますので、是非ご覧ください。

(URL :

https://nrifd.fdma.go.jp/public_info/library/kenkyu_kaihatsu/index.html)



〔動画ページの二次元バーコード〕

1 救急車・指揮車用パンク対応タイヤの紹介(実開催)

救急車や指揮車向けに開発した、パンクしても走行可能なタイヤを紹介しました。



写真1 救急車・指揮車用パンク対応タイヤの展示

2 小型模型を使用した爆発実験(実開催)

引火点の低い可燃性液体（エタノール）や液化石油ガスを小型の密閉容器内で気化させることによって容器内を可燃性予混合気で満たした後、可燃性予混合気に着火することにより、火炎の伝ばする様子を示す実験を行いました。



写真2 小型模型を使用した爆発実験

3 自然災害に対する消防活動のための研究開発の紹介(実開催)

地震時の同時多発火災への対応に役立てるための市街地火災延焼シミュレーションの開発(写真3-1)、土砂災害現場の捜索・救助活動の安全を確保するための研究(写真3-2、3-3)などについて紹介しました。



写真3-1 市街地火災延焼シミュレーションの研究紹介



写真3-2 情報収集分析車
(土砂災害等の災害時に現地で情報収集分析に利用)の展示



写真3-3 日中・夜間におけるドローンレーザー実証試験の紹介

4 建築火災の避難安全の研究紹介(実開催)

大規模施設などの多数の在館者が存在する施設において火災が発生した際の避難行動や安全性に関する研究を紹介しました。

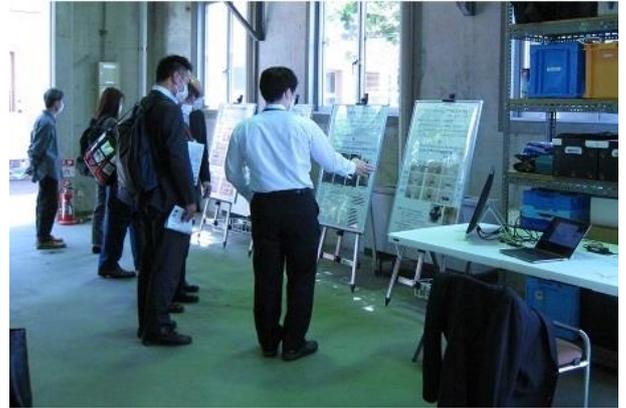


写真4 建築火災の避難安全の研究紹介

5 原因調査室の業務の紹介(実開催)

原因調査室の調査業務、研修業務、支援業務について鑑識室において紹介しました。



写真5 原因調査室の業務の紹介(鑑識室)

6 オンライン開催画面

オンライン開催については、消防研究センターホームページに次のような画面を設けて実施しました。



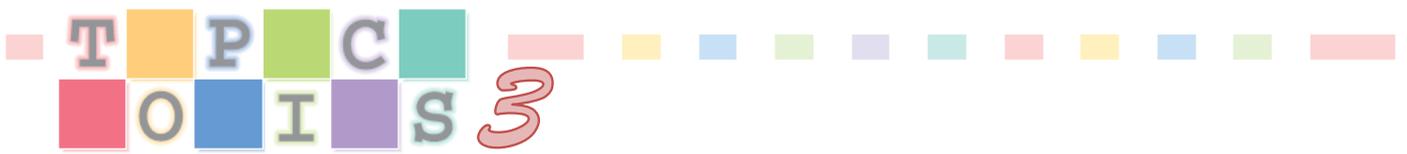
図 一般公開オンライン開催画面（一部）

来年度も科学技術週間に併せて一般公開を開催する予定ですので、開催の詳細については消防研究センターのホームページ

(<https://nrifd.fdma.go.jp/index.html>)

をご確認ください。

問合せ先 消防庁消防研究センター TEL:0422-44-8331（代表）



令和4年度国際消防防災フォーラム(シンガポール)の開催

参事官

1. 国際消防防災フォーラム(International Forum on Fire and Disaster Management)

経済発展や都市化が進展しているアジア諸国では、これまで以上に高度な消防防災体制を構築する必要性が高まっており、これらの国から我が国に対し、人命救助や消火技術、火災予防制度等に関する知見の共有や技術の移転を求める声が届いています。

このことを踏まえ、消防庁では我が国の消防防災技術・制度等を、アジア諸国を中心に広く紹介する国際消防防災フォーラム(以下「フォーラム」)を平成19年度から開催しており、これまでに、ベトナム、トルコ、タイ、インドネシア、モンゴル、ミャンマー、カンボジア、マレーシア、フィリピンの9カ国で実施してきました。

また、フォーラムには開催地の消防防災関係者が多数集うことから、我が国の消防防災インフラシステムの海外展開を推進する場としても活用すべく、平成25年度からは日本企業による消防防災関連製品の紹介・展示も行っています。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うパンデミックの影響を受け、令和3年度は、オンラインで開催したところ、約60カ国より1,200名以上の参加登録を得ました。日本企業の参加者からは、「全世界に向けて企業活動のPRができたため、良い機会となりました」、「11言語の同時通訳により、グローバルにPRできたので感謝します」といった感想が示される一方、「多くの人に効率的に話しかけるとい意味では良かったと思いますが、やはり直接、人々に話しかける事ができた方が良いです」と対面での実施を望む声も聞かれました。このようなこともあり、令和4年度のフォーラムは、国交往来やイベント開催に関する各種制限の緩和状況を詳細に確認し、対面形式に戻すこととしました。

また、従前のように特定の国を対象とせず、複数のASEAN諸国の消防防災関係者の参加を得て、我が国の消防防災制度や製品をより幅広く周知すべく、今回は、「マルチ形式」での開催を試みました。

なお、開催場所は、国際会議が高い頻度で行われているシンガポールを選択しました。

2. 参加者

ASEAN諸国の消防防災関係機関に対し、フォーラムへの参加を呼びかけたところ、以下の組織より、合計約90名の参加がありました。

カンボジア: DEPARTMENT OF FIRE AND RESCUE POLICE

: Fire and Rescue Department

: COMMISSARIAT OF PHNOM PENH MUNICIPAL POLICE

: COMMISSARIAT OF SIEM REAP PROVINCIAL POLICE

シンガポール: Singapore Civil Defence Force

タイ: Bangkok Fire and Rescue Department

フィリピン: Bureau of Fire Protection

ベトナム: Vietnam Fire and Rescue Association

マレーシア: Fire and Rescue Department of Malaysia

ラオス: Fire Prevention and Fighting Police Department

: International Relations Department

: Ministry of National Defence

: Social Welfare Department

日本側からは、消防庁以外に、在シンガポール日本国大使館、自治体国際化協会(CLAIR)シンガポール事務所、独立行政法人国際協力機構(JICA)、そして、消防防災関連企業が参加し、全体では約130名の出席を得て、令和5年3月1日～2日(1日半)、フォーラムが開催されました。

3. プログラム

今次のフォーラムは、石川駐シンガポール日本国特命全権大使のオープニングスピーチにより幕を開けましたが、続いて実施されたフォーラムの各種プログラムを、カテゴリーごとにご紹介します。



(石川大使によるオープニングスピーチ)

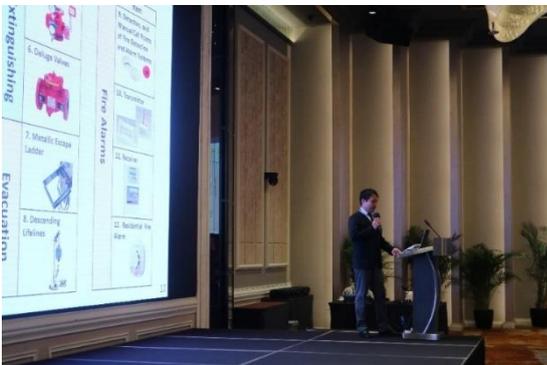
(1) 我が国の消防防災関係制度

① 消防用機器等に係る基準・規格・認証制度

消防庁予防課の小林国際規格係長からは、我が国の消防用機器等の基準・規格・認証制度についての概要説明がなされ、その中で、検定や自主表示といった仕組みが粗悪な消防用機器等の流通を阻止する有効な手段である旨の発言がありました。

② 消防団制度

消防庁地域防災室の青野消防団係長からは、災害発生時に、我が国の消防団がどのような活動を行っているのか、また、その活動は災害対応のみに留まらず、平時においても、地域の防災リーダーとして、啓発活動に従事するなど、献身的な活動を日々行っていることが紹介されました。



(消防用機器等に係る基準・規格・認証制度に関するプレゼンテーション)



(消防団制度に関するプレゼンテーション)

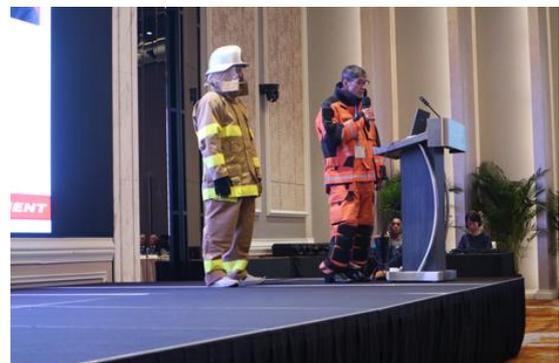
(2) 我が国の消防防災関係企業の製品

以下の 10 企業等が会場内に設置されたブースにて製品説明を行うとともに、1社 20 分ほどのプレゼンテーションも行われました。

(株)赤尾、オリロー(株)、(一財)海外通信・放送コンサルティング協力(JTEC)、(株)シバウラ防災製作所、トーハツ(株)、能美防災(株)、(株)初田製作所、船山(株)、ホーチキ(株)、YONE(株)(※50音順)

参加企業等からは、「今まで接触がなかった国の消防防災関係者と接点をもつことができた」、「ASEAN各国の消防・防災関係組織とご挨拶でき、今後、この分野に取り組むにあたって大きな人脈構築の機会を得た」などの感想が寄せられました。

今回は、複数の国の消防防災関係者が一堂に集い、その中には幹部レベルも含まれていたことから、企業及び製品の海外市場における認知度向上への効果はより大きなものになったのではないかと思います。参加企業の皆様には、今次のフォーラムをASEANの消防防災担当省庁や公的機関との関係を構築あるいは深化するきっかけにして、更なる海外展開を図っていただきたいと考えています。



(日本の消防防災関連企業によるプレゼンテーション)



(プレゼンテーションに耳を傾ける参加者)



(展示ブースにおける製品説明)

(3) ASEAN参加国の消防防災に関する取り組み等

シンガポールで消防を担当する Singapore Civil Defence Force からは、消防施策におけるテクノロジーの活用事例に関する説明があり、スマートフォンの動画を利用した通報システムや監視カメラによる化学薬剤漏洩・流出の監視システムなどが紹介されました。

また、マレーシアの Fire and Rescue Department of Malaysia からは、災害対応にあたる省庁の役割分担が説明されるとともに、現在の課題として、大規模災害時の省庁間や関係機関間の連携能力が挙げられました。

このような形で、複数の国から、重点的な取り組みや現在の課題を聞くことができるのも、「マルチ形式」ならではのことであり、日本の参加者からは「シンガポールやマレーシアのプレゼンテーションを通じて、これらの国の災害対応の現状や課題、関連組織をより理解することができた」などの感想が寄せられました。



(シンガポールからのプレゼンテーション)



(マレーシアからのプレゼンテーション)

(4) 我が国の消防防災に関する国際協力案件

① J I C A

J I C Aの岡野氏からは J I C Aの国際協力案件が成立するプロセスやこれまでに J I C Aが主導してきた消防に関する国際協力案件を説明してもらうとともに、消防防災分野における人材育成の良好事例が共有されました。ASEAN参加国からの関心は高く、日頃接する機会が少ない J I C A職員と会話する機会を ASEANの消防防災関係者に提供することができました。

② 日本での研修の活用事例

フィリピンの Bureau of Fire Protection の Embang 元長官からは、我が国で実施された救助研修への参加経験を基にフィリピン国内に C B R N E 災害対応部隊を創設した経験の共有がありました。我が国での研修が、どのように研修生の国の能力強化に繋がっているかを、多くの方々と共有する貴重な機会となりました。



(我が国での研修の活用事例に関するフィリピンからのプレゼンテーション)

4. おわりに

国を問わず、消防は、火災、災害、事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の環境の変化に的確に対応し、国民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。そのためには、いわゆる常備消防のみではなく、ボランティアの充実強化も図っていくことが重要です。そして、火災予防や消防の最前線の活動に必要不可欠であるのが、確実に機能する消防用設備や資機材であり、これらの品質を担保するのが規格、認証制度等です。今次のフォーラム中、我が国からは、官民双方のプレゼンテーションにより、これらをすべてカバーしました。

また、他国の重点的な取り組みや課題、研修の活用ぶりを、マレーシア、シンガポール、フィリピンの3カ国から共有してもらいました。

1日半という限られた期間ではありましたが、このような多面的なアプローチを今次のフォーラムでは行うことができました。

フォーラムの最後に行われた鈴木消防研究センター所長のスピーチでも言及されたように、知見や教訓の共有は災害対応能力をより強化させるものであり、今次のフォーラムが全ての参加国にとって、そのような機会となっていれば、幸いです。

フォーラムは、国際協力分野及び海外展開分野における消防庁の主要施策の一つでありますので、今次の開催に関する各種のフィードバックや振り返りも踏まえつつ、引き続き、より良い実施内容を追求していきます。



(鈴木所長によるフォーラムを総括するスピーチ)

以上

令和4年度優良少年消防クラブ・指導者表彰(フレンドシップ)の開催

消防庁地域防災室

■ はじめに

令和5年3月28日(火)、都市センターホテルにおいて、「令和4年度優良少年消防クラブ・指導者表彰(フレンドシップ)」を開催しました。

消防庁では、クラブ員や指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図り、少年消防クラブの育成発展に寄与することを目的に、昭和29年から毎年、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行っています。

今回は、第1部「表彰式」、第2部「受賞した少年消防クラブによる活動報告」という構成で開催しました。



特に優良な少年消防クラブの表彰

■ 少年消防クラブについて

少年消防クラブは、防火・防災思想の普及を図ることを目的として、小学生から高校生までの青少年で結成されており、令和4年5月1日現在、全国に約4千2百のクラブ、約39万人のクラブ員、約1万3千人の指導者が活動しています。

少年消防クラブ員は、防火や防災についての知識を身近な生活の中に見出すとともに、日頃から防火・防災に関するさまざまな訓練の実施、防火パトロールや火災予防ポスターの作成などを通じて、地域における防火・防災思想の普及に努めています。

■ 式典

第1部では、「特に優良な少年消防クラブ」14団体、「優良な少年消防クラブ指導者」20名が、尾身総務副大臣から、「優良な少年消防クラブ」30団体が、前田消防庁長官から、それぞれ表彰を受けました。その後、受賞団体を代表して東京都の本田消防少年団の代表者より、元気良く「お礼のこたば」が述べられました。

第2部では、「特に優良な少年消防クラブ」を受賞したクラブの中から、「多摩消防少年団(東京都)」、また、「優良な少年消防クラブ」を受賞したクラブの中から、「桂岡少年(少女)消防クラブ(北海道)」に、日頃のクラブ活動について報告していただきました。



多摩消防少年団(東京都)

■ 終わりに

今回受賞された少年消防クラブをはじめ、全国の少年消防クラブの皆さんには、多くの仲間とともに日頃の防火・防災活動にさらに励み、家庭や学校あるいは地域で、防火・防災の輪を広げていくリーダーとしての活躍が期待されています。

また、少年消防クラブの活動は、指導者の方々の熱意によって支えられており、指導者の方々には、今後とも少年消防クラブの育成・発展に御尽力いただきますようお願いいたします。

問合せ先

消防庁 国民保護・防災部防災課
地域防災室 住民防災係
TEL : 03-5253-7561

緊急消防援助隊の登録隊数(令和5年4月1日現在)

広域応援室

緊急消防援助隊については、消防組織法第45条第4項により、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき消防庁長官が登録するものとしてされています。

甚大な被害が想定される南海トラフ地震等への対応力の強化、多発する大規模水害時における救助体制の強化、国際的なイベントが控える中でのNBCテロ災害への迅速な対処等、今後取り組むべき課題が山積する中、緊急消防援助隊の効果的な活動を確保するため、平成31年3月に基本計画（計画期間：令和元年度から令和5年度）※を改定し、令和5年度末までに概ね6,600隊を目標に取り組み、令和4年4月時点で6,606隊の登録が完了しているところです。

※消防組織法第45条第2項の規定により総務大臣が策定する「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」

令和5年4月1日の緊急消防援助隊の登録隊数は6,629隊となり、前年度より23隊増加。第4期期首（平成31年4月1日）の登録隊数（6,259隊）より370隊増加しました。今回の登録における、新規登録、登録抹消の内訳は新規登録数が58隊、登録抹消が40隊と各都道府県大隊の

車両更新が行われるなど、大規模災害に備えた緊急消防援助隊の充実・強化を図っております。

さらに、消防庁では、基本計画に基づく緊急消防援助隊に登録された部隊の量的な充実とあわせて、質的な充実強化にも努めています。

具体的には、南海トラフ地震等の国家的非常災害、大規模風水害、NBCテロ災害等に的確に対応するため、全国合同訓練やブロック合同訓練等の実践的な訓練を通じた、他の消防機関や関係機関との連携の強化やドローン等による動画・静止画の収集・活用など活動技術の向上、長期間の活動を見据えた後方支援活動訓練の推進を行っています。

現在、消防庁では、令和6年度に施行予定の次期基本計画について、南海トラフ地震等の想定される国家的非常災害への緊急消防援助隊対応力を強化するために、目標登録隊数及び新たな部隊の創設並びに、効果的な運用について検討を進めているところです。

各都道府県及び消防本部においては、基本計画に基づく緊急消防援助隊に登録された部隊の充実・強化に、今後とも御理解と御協力をお願いします。

表1 部隊等別登録状況

隊種別	H31.4.1	R4.4.1	R5.4.1	増減数 (R5-R4)	増減数 (R5-H31)	第4期計画 目標隊数
指揮支援隊	60	56	56	0	△4	51
航空指揮支援隊	0	55	54	△1	54	57
都道府県大隊指揮隊	149	158	160	2	11	158
統合機動部隊指揮隊	56	56	56	0	0	56
エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	12	12	12	0	0	12
NBC災害即応部隊指揮隊	0	54	54	0	54	54
土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	0	50	50	0	50	47
消火小隊	2,372	2,423	2,421	△2	49	2,503
救助小隊	504	550	554	4	50	538
救急小隊	1,424	1,518	1,533	15	109	1,486
後方支援小隊	840	881	887	6	47	886
通信支援小隊	42	42	43	1	1	52
特殊災害小隊	357	370	371	1	14	357
特殊装備小隊	474	542	543	1	69	506
水上小隊	21	20	20	0	△1	21
航空小隊	75	77	77	0	2	78
航空後方支援小隊	35	61	58	△3	23	57
（合計）	6,421	6,925	6,949	24	528	6,919
重複を除く合計	6,259	6,606	6,629	23	370	6,599

※1 重複登録：登録要件を満たし、いずれの隊でも出動できる場合は、多様な消防活動に充当できるように、1台の車両を複数隊への登録を可能としたもの。現在320隊で重複登録。
(例：救助工作車を救助小隊と特殊災害小隊(毒劇物等対応小隊)に登録)

図1 緊急消防援助隊登録部隊の推移(令和5年4月1日)

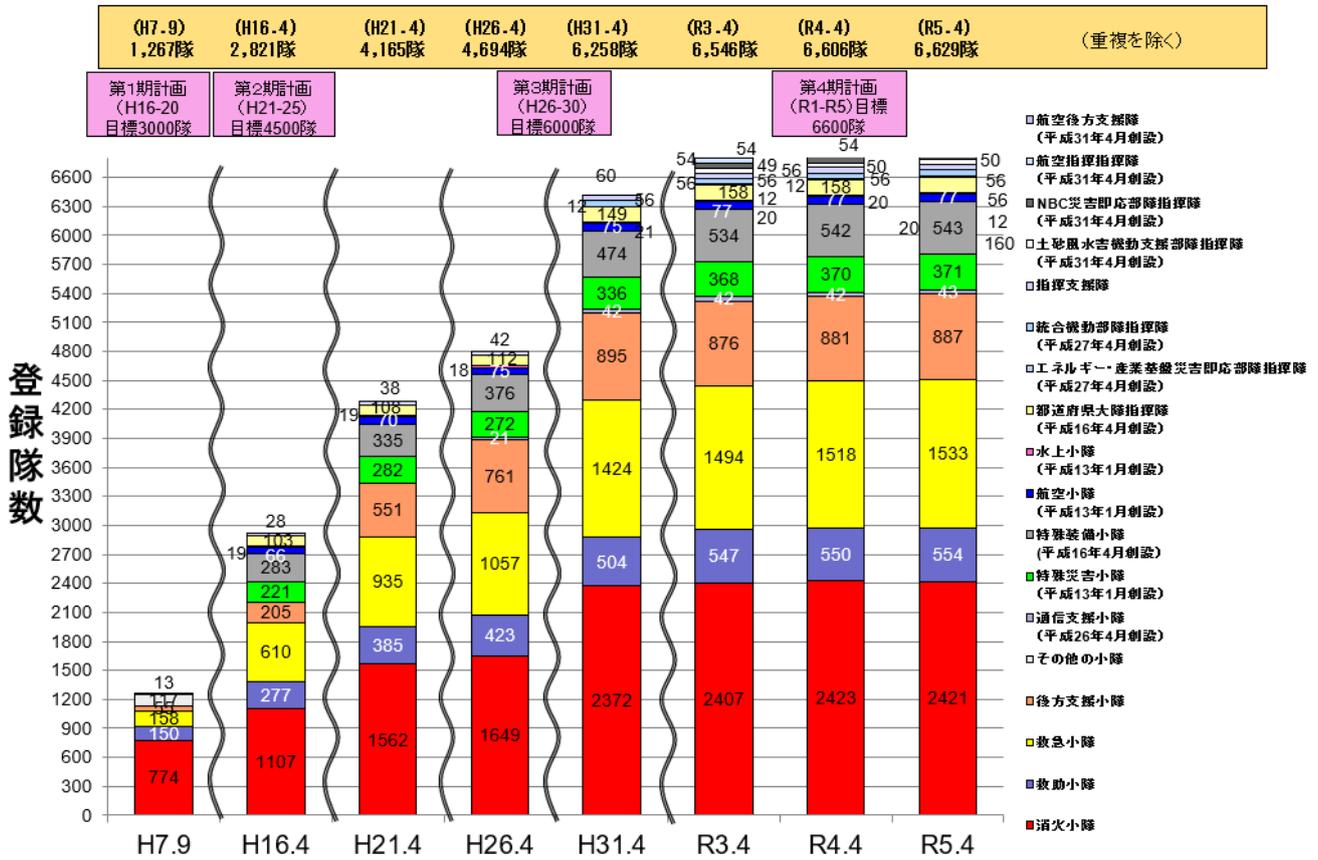


表2 令和4年度緊急消防援助隊登録状況

令和5年度 緊急消防援助隊登録状況

令和5年4月1日現在

都道府県	指揮支援隊	航空指揮支援隊	都道府県大隊指揮隊	統合機動部隊指揮隊	エネルギー・産業災害即応部隊指揮隊	NBC災害即応部隊	支土砂・風水害機動隊	消防小隊	救助小隊	救助小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊				特殊装備小隊				水上小隊	航空小隊	航空後方支援小隊	合計	重複を除く合計
													対毒応酬小隊等	火災等対応小隊	大規模危険除去小隊	等密閉空間火災小隊	送達距離小隊	二消輪防小隊	車輦両対小隊	水難救助小隊					
北海道	3	2	7	1	1	3	1	159	28	94	36	1	11	22	1	2		1	3	21		3	2	402	386
青森県		1	4	1		1	1	44	7	26	19	1	2	9			1	1	4			1	1	124	121
岩手県		1	3	1		1	1	42	7	23	17	1	1				1	1	3			1	1	105	100
宮城県	3	2	4	1		1	2	52	10	25	18	1	4	3	1	2		1	1	7		3	2	143	136
秋田県		1	3	1		1	1	40	8	21	11		1	5				1		2		1	1	98	93
山形県		1	3	1		1	2	29	7	18	15		1					1		2		1	1	83	78
福島県		1	5	1		1	2	50	9	34	19	1	5	2		1		1		8		1	2	143	133
茨城県		1	3	3		1	1	63	14	52	29	1	7	3			2	1	16		1	1	1	200	190
栃木県		1	3	1		1	1	38	12	28	17		6				1		9			1	1	120	111
群馬県		1	4	1		1	1	40	7	26	16	1	4				1		4			1	1	109	103
埼玉県	3	1	6	1		1	1	108	26	60	43		11				3		19			3	1	287	279
千葉県	2	1	3	1	1	1	1	104	24	67	49	1	15	8	1	1		1	21	2	2	1	307	290	
東京都	3	1	3	1		1	1	175	15	69	35	1	3	6	2	2	4	4	2	18	4	8	1	359	356
神奈川県	8	2	3	1	1	3	1	98	23	71	33	2	12	11	3	5		7	7	23	2	4	2	322	314
新潟県	3	1	3	1	1	1	1	63	16	40	22	2	2	9		2		1		5	1	1	1	176	171
富山県		1	3	1		1	1	29	8	21	11	1	2	1			1	2	6			1	1	91	86
石川県		1	3	1		1	1	30	6	16	18	1	3	3			1		8			1	1	95	88
福井県		1	3	1		1	1	29	6	13	12	1	2	3				1	2			1	1	78	73
山梨県		1	3	1		1	1	21	6	15	15	1	2					1	3			1	1	73	68
長野県		1	3	2		1	1	51	15	37	18	3	3					1	13			1	1	151	144
岐阜県		1	4	3		1	1	58	14	38	16	1	2					1	6			2	1	149	141
静岡県	5	3	2	1	1	2	1	57	18	45	25		4	5		2	2	4	1	17		3	3	201	195
愛知県	3	2	3	1	1	1	1	112	25	74	41	1	14	5	3		2	2	1	27	1	3	2	325	311
三重県		1	3	1	1	1	1	45	7	31	15		1	4				1	6			1	1	120	116
滋賀県		1	3	1		1	1	25	6	16	12	1	3					1	4	1	1	1	1	78	71
京都府	3	1	4	1		1	1	45	12	23	14	1	4		1	1		3	2	8		2	1	128	122
大阪府	5	1	5	1	1	2	1	133	24	63	32	2	9	11	1	3		1	2	23	2	2	1	325	315
兵庫県	2	1	4	1	1	1	1	98	20	66	32	2	10	5		3		2	16	1	3	1	1	270	261
奈良県		1	3	2		1	1	28	8	19	13	2	2					1	5			1	2	89	82
和歌山県		1	3	1		1	1	30	9	18	12	1	6	2				1	2			1	1	90	80
鳥取県		1	3	2		1	1	19	4	8	8	1	4					1	1	2		1	2	59	51
島根県		1	3	1		1	1	24	6	22	8		1					1	4			1	1	75	70
岡山県	2	2	3	1	1	1	1	45	13	28	12	1	4	5				2	9			2	2	134	130
広島県	3	2	3	1		1	1	68	12	39	24	1	4	3		1	2	1	11	2	2	2	2	184	179
山口県		1	3	1		1	1	36	8	24	17		5					2	2	5		1	1	108	102
徳島県		1	3	1		1	1	20	10	18	6	1	2	3				1	1	4		1	2	76	71
香川県		1	3	1		1	1	22	8	12	8		2					1	8			1	1	70	65
愛媛県		1	3	1		1	1	29	11	22	14	1	2	3		2		1	6	1	1	1	1	101	96
高知県		1	3	2		1	1	20	10	18	8	1	2					1	2			2	1	73	68
福岡県	6	2	6	2	1	2	1	56	18	48	32	1	10	8	1			1	3	16	2	3	2	221	213
佐賀県		1	2	1		1	1	17	5	13	9		1					1	4			1	1	58	57
長崎県		1	3	1		1	1	34	8	22	13		2	2				1	2			1	1	93	87
熊本県	2		5	1		1	1	33	13	28	15	1	5			2	3		7			1	1	118	114
大分県		1	2	1		1	1	28	8	16	11	1	4					1	1	5		1	1	83	76
宮崎県		1	3	1		1	1	18	5	16	12	1	2						2			1	1	65	59
鹿児島県		1	3	1	1	1	1	33	11	30	14	1	4	5				1	4			1	1	113	105
沖縄県			3	1		1	1	23	7	20	11	1	4	1				1	3					77	72
合計	56	54	160	56	12	54	50	2,421	554	1,533	887	43	210	147	14	27	13	68	33	402	20	77	58	6,949	6,629

泉州南広域消防本部 方面隊を発隊！

泉州南広域消防本部

泉州南広域消防本部では、現場指揮能力の向上と安全管理の充実を目的に方面隊を発足しました。

管内が南北に長い地域特性から、南北に方面隊を配置し、北方面隊は熊取消防署内、南方面隊は泉南消防署内にそれぞれ配置し、管轄署の指揮者と方面隊の2隊で指揮本部を運営し、災害による被害を軽減するとともに、現場活動をバックアップすることにより隊員の負傷事故ゼロを目指します。



令和5年消防記念日記念式典を実施

湖南広域消防局

令和5年3月4日(土)に湖南広域消防局北消防署(守山市)にて、令和5年消防記念日記念式典を4年ぶりに開催しました。式典では、第51回防火ポスター展において、優秀な成績をおさめられました小学生の皆さんの表彰と消防音楽隊の記念演奏、記念映像の放映を行いました。式典終了後には、式典に来場いただいた皆さんに、当消防局のマスコットキャラクターであるライくん・レイちゃん、災害現場で活動するための装備をした隊員達と共に記念撮影をしていただきました。



消防通信

望楼

ぼうろう

消防ポンプ自動車の愛称決定に伴う感謝状贈呈式を実施

和歌山市消防局

和歌山市消防局では、令和4年度に導入した新しい消防ポンプ自動車が、市民の皆様にも親しみを持ってもらえるよう、愛称を募集したところ、応募総数146点の中から、市内の中学校に通う森下さんから応募のあった愛称「ゆめ風」に決定しました。

「ゆめ風」には、「夢や希望を守ってくれるような頼もしいポンプ車になって欲しかったからです。」という言葉が込められており、令和5年3月23日、森下さんに感謝状と記念品の贈呈を行いました。



「八千代市消防音楽隊ポピュラーコンサート～音楽で笑顔をWith高津中学校～」の開催

八千代市消防本部

八千代市消防本部では、令和5年3月5日(日)、春季火災予防運動期間中に、市民の防火意識の高揚を目的とした「八千代市消防音楽隊ポピュラーコンサート～音楽で笑顔をWith高津中学校～」を開催しました。

コンサートでは市内の高津中学校吹奏楽部をゲストにお招きし合同での演奏の他に、住宅用火災警報器等の普及啓発広報を実施しました。

当日は子供から大人まで多くの方々にご来場いただき、市民への火災・救急等の予防啓発に繋がりました。



消防通信/望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

緊急消防援助隊教育科 指揮隊長コースにおける教育訓練 ～指揮隊長コース第 28 回テーマ「尊重」「融和」～

1 序論

消防大学校では、指揮隊長コース第 28 回（令和 5 年 4 月 20 日から 5 月 2 日まで）を約 2 週間の日程で実施しました。

本コースでは、緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等に対する教育を主眼とし、部隊運用・NBC 災害・航空隊、更には警察、自衛隊、自治体などの他機関との連携等を学び、その業務に必要な知識及び能力を修得させることを目的としています。

今年度は、60 名の緊急消防援助隊の指揮支援部隊長、指揮支援隊長、都道府県大隊長に指定される職員が受講しました。

2 本論

本コースでは、序盤に国の教育機関の概論、総論を中心とした講義、中盤には熱海市土石流災害を題材として、現地派遣された消防本部からの受援活動、応援活動、後方支援活動に関する講義、後半に向け警察、自衛隊、医療、更に自治体との連携を交えた講義を受け、緊急消防援助隊の実践的な体制について学びました。

また、コースの集大成として指揮訓練（災害シミュレーション）を 1 日かけて 4 回実施し、特に緊急消防援助隊の受援活動について概括的なスキームを確認しました。

さらに、今回は緊急消防援助隊発動時に、総理大臣官邸や内閣府をはじめとする関係機関と情報共有を行う国の中枢機関（消防庁危機管理センター）の視察研修を行いました。

今回から、講義カリキュラムを熱海市土石流災害の活動事例を題材としたものに一新しており、研修を終えた学生からは、「応援、受援、後方支援それぞれで現地派遣された消防本部の意見や課題を聞いた事はとても貴重な経験となり、今後起こりうる災害時の対応にとっても参考になった。」 「4 回もシミュレーション訓練を重ねたことで、緊急消防援助隊の統括的な流れが深く理解できた。」

「他機関との連携、気象予報、伝達技法等とても有意義な講義であった。」等の意見が寄せられました。



指揮シミュレーション訓練

3 結論

今後は、消防大学校で修得した幅広い知識・技術・結束力を、それぞれの管轄区域でフィードバックし、更に大規模災害発生時は、緊急消防援助隊の出動要請に対し、大いなる活躍が期待されます。

最後に、指揮隊長コース第 28 回の運営テーマである「尊重」「融和」の精神で取り組んだ結果、当コースに携わった全ての関係者に最高の『絆』が生まれました。

全国に広がったこの『絆』は、今後起こりうる大規模災害にも大いに力を発揮してくれるものと確信しています。



指揮隊長コース第 28 回

問合せ先

消防大学校教務部
TEL 0422-46-1712



消防大学校だより

令和5年度 講師派遣について

消防大学校では、都道府県の消防学校等における教育訓練の充実のため、技術的援助として、消防学校等からの要請に基づき、警防、予防、救急、救助等の消防行政・消防技術について講師の派遣を行っています。

令和5年度も多くの派遣要望が寄せられたところ、これに積極的に対応することとし、下表のとおり、42校127件（476時間）の講師派遣を決定しました。

なお、消防学校等での女性活躍推進のための取組（女性活躍推進に係る講義の実施や女性消防吏員のキャリアアップに関する先駆的な教育訓練に取り組みたい場合等）を行うため、消防大学校の教官等の派遣を必要とされる場合は、追加で講師を派遣します。消防大学校教務部までご相談ください。

また、各消防学校に消防大学校の修了者リストを提供していますので、修了者を講師等とするなど、修了者と積極的に連携いただくようお願いいたします。

今後とも、消防を取り巻く環境変化を踏まえながら、広い視野や専門的・高度な知識・技術を持ち、指導力・統率性に優れた人材の育成に取り組んでいきます。

<講師派遣の予定>

区分		講義内容	件数	時間数
総合教育	上級幹部科	危機管理、業務管理、管理職の役割、ハラスメント防止対策など	7	21
	中級幹部科	人事業務管理、現場指揮、消防時事、消防戦術と安全管理など	17	64
専科教育	警防科	消防戦術と安全管理、警防行政の現状と課題など	21	79
	特殊災害科	特殊災害の概論、特殊災害に対する消防活動要領など	12	46
	予防査察科	違反処理、予防査察行政の現状と課題、予防査察など	11	44
	危険物科	危険物行政の現状と課題、危険物施設に対する査察・違反処理など	6	23
	火災調査科	原因調査、事例研究、原因調査関係法規、鑑定・鑑識など	27	101
	救助科	災害救助対策、安全管理など	14	56
	救急科	救急業務の現状と課題、救急業務と法律関係など	3	10
その他	現場指揮、防火対策、安全管理など	9	32	
計			127	476

問合せ先

消防大学校調査研究部

TEL 0422-46-1713



最近の報道発表（令和5年4月21日～令和5年5月20日）

<総務課>

5.4.28	令和5年春の褒章(消防関係)	令和5年春の褒章(消防関係)受章者は104名で、褒章別内訳は次のとおりです。 紅綬褒章 1名 黄綬褒章 7名 藍綬褒章 96名 計 104名
5.4.29	令和5年春の叙勲(消防関係)	令和5年春の叙勲(消防関係)受章者は622名で、勲章別内訳は次のとおりです。 瑞宝小綬章 37名 旭日双光章 5名 瑞宝双光章 88名 瑞宝単光章 492名 計 622名

<危険物保安室>

5.5.8	「危険物保安技術協会の検査員資格に関する検討会」の開催	危険物保安技術協会（以下「KHK」という。）は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第11条の3又は第14条の3第3項の規定に基づき、市町村長等の委託を受けて屋外タンク貯蔵所に係る審査を行っています。 KHKの検査員資格の要件については、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）第41条の3第1号から第3号に定められておりますが、要件について現状に即していない部分があるところです。 これを踏まえ、本検討会は、危険物保安技術協会の検査員としての業務を十分行える者が検査員として活躍することを可能とするため所要の検討を行うことを目的として、「危険物保安技術協会の検査員資格に関する検討会」を開催することとしましたので、お知らせします。
-------	-----------------------------	--



最近の通知（令和5年4月21日～令和5年5月20日）

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防第124号	令和5年5月15日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において給油の許可の判断に資する情報を従業員へ提供するAIシステムの導入に係る留意事項について（通知）
消防広第55号	令和5年5月12日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	災害報告取扱要領等の一部改正について（通知）
消防第150号	令和5年5月12日	各都道府県消防防災主管部（局）長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	消防本部におけるハラスメント等への対応策取組実態調査の結果及び留意事項等について（通知）
事務連絡	令和5年5月9日	各都道府県消防防災主管部（局）	消防庁救急企画室	救急において新型コロナウイルス対応として使用する個人防護具に係る新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の活用について
事務連絡	令和5年5月8日	各都道府県消防防災主管部（局） 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例について（人事院規則9-129の一部改正）（情報提供）
消防広第157号	令和5年5月8日	各都道府県消防防災主管部（局）長	消防庁広域応援室長	「緊急消防援助隊における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について」等の廃止及び「緊急消防援助隊事故等報告要領について」の一部改正について
消防第171号 消防救第140号	令和5年5月8日	各都道府県消防防災主管部（局）長	消防庁消防・救急課長 消防庁救急企画室	「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」の廃止について
府政防第704号 消防第80号 健感発0428第4号	令和5年4月28日	各都道府県、保健所設置市、特別区 防災担当主管部（局）長 衛生主管部（局）長	内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（避難生活担当） 消防庁国民保護・防災部防災課長 厚生労働省健康局結核感染症課長	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等について
消防第170号	令和5年4月28日	各都道府県消防防災主管部（局）長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	地方公共団体における新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後における取扱いについて（通知）
消防予第290号 消防第118号 消防特第89号	令和5年4月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長 消防庁特殊災害室長	火災予防、危険物保安及び石油コンビナート等の保安の各分野における消防法令に基づく処分通知等のデジタル化について
事務連絡	令和5年4月21日	各都道府県消防防災主管部（局） 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の基本的感染対策等について（情報提供）

広報テーマ

6月		7月	
① 危険物安全週間 ② 地震に対する日常の備え ③ 熱中症の予防	危険物保安室 防災課 救急企画室	① 火遊び・花火による火災の防止 ② 石油コンビナート災害の防止 ③ 台風に対する備え ④ 全国防災・危機管理トップセミナー ⑤ 住民自らによる災害への備え	予防課 特殊災害室 防災課 防災課 地域防災室



地震に対する日常の備え

防災課

地震が発生した時、被害を最小限におさえるには、一人ひとりが冷静かつ適切に行動することが重要です。

そのためには、みなさんが地震について関心を持ち、日頃から地震に備え、自分の身の安全確保や非常持ち出し品などについて、家庭で取組をすすめていくことが大切です。

1. 家庭での防災会議

地震の時には、自分の身の安全確保を第一に考え、また家族があわてず行動できるよう、日頃から話し合い、情報を共有しておきましょう。

- 地震はいつ起こるかわかりません。時間帯によって誰が在宅しているかなど様々なケースを想定し、次のようなことを話し合っておきましょう。
 - ・家の中でどこが一番安全か
 - ・避難場所、避難路はどこか
 - ・非常持ち出し袋はどこに置いてあるか
 - ・住宅の耐震化や家具の転倒防止対策は十分か
- 緊急地震速報を見聞きしてから揺れるまではわずかな時間しかありません。そのため、普段から身の安全を確保できる場所を確認しておきましょう。
- 住所、氏名、連絡先や血液型などの自分の情報を記載した避難カードを作成し、普段から携帯しましょう。
- 市町村が発行している防災ハザードマップなどを参考に、地域の危険な場所を把握しておきましょう。
- 海岸で強い揺れや弱くても長い揺れに襲われたら、すぐに安全な高台に避難するなど津波避難についても話し合っておきましょう。



2. 家族との連絡方法の確認

家族が離ればなれで被災した時のことを考えて、お互いの安否の確認手段を考えておきましょう。

- 家族が離ればなれで被災した場合、自分の身の安全が確保できたら、次は家族の安否を確認しましょう。
- 被災地では、連絡手段が限られています。NTTの「災害用伝言ダイヤル171」や、携帯電話の「災害用伝言板」などの使い方を家族みんなで覚えておきましょう。

3. 備蓄品・非常持ち出し品を備える

地震が発生すると普段どおりの生活ができなくなることも考えられます。

数日間生活できるだけの水や食料品などの『備蓄品』を備えておきましょう。

地震の被害によっては、避難を余議なくされることもあります。

避難する時に持ち出す『非常持ち出し品』を常備しておきましょう。

- 支援物資が届くまで時間がかかる可能性があることを考慮し、最低3日間（できれば1週間分）の飲料水や食料品を備蓄しておきましょう。
- 備蓄品は、家族構成、住居や地域の特性によって必要となるものが異なります。自分や家族にとって本当に必要なものを考えて準備しておきましょう。
- 備蓄品は、家族、地域の状況や消費期限などを考慮しながら、定期的にチェックし、必要に応じて入れ替えましょう。
- 非常持ち出し品として、飲料水、食料品、衣類、救急用品、マスク、懐中電灯など避難生活に最低限必要なものを準備しておきましょう。
- 非常持ち出し品は、玄関や寝室など持ち出しやすいところに置いておき、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。リュックサックなどに入れておけば、持ち出したときに両手が使えて便利です。



4. 防災活動への参加

地震に備え、避難訓練などの地域の防災活動に参加しましょう。

- 地震発生時に、初期消火や救出救助活動を行うには、日頃からの訓練が欠かせません。
- 9月1日は防災の日で、8月30日から9月5日は防災週間となっており、各地域で防災訓練等が行われていますので、積極的に参加しましょう。
- 災害時における正しい知識と心構えを身につけるため、日頃から地域の防災活動に参加するなど、地域とのつながりや協力し合う体制を築いておきましょう。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課

TEL : 03-5253-7525



6月4日～10日は「危険物安全週間」

危険物保安室

消防庁では、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週（令和5年度は6月4日（日）から6月10日（土）までの7日間）を「危険物安全週間」とし、都道府県、市町村、全国消防長会及び一般財団法人全国危険物安全協会とともに、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進しています。

今年度は「意志つなぐ連携プレーで事故防ぐ」を危険物安全週間推進標語としています。

令和5年度危険物安全週間推進ポスター



モデル 女子カーリングチーム「ロコソラーレ」

実施事項

1 危険物施設における保安体制の整備促進

危険物関係事業所等による安全確保に向けた体制作りや災害に備えた事前計画の作成等多様な機会を通じて、危険物施設における保安体制の整備促進につなげていきます。

2 危険物に関する知識の啓発普及

新聞、広告紙、インターネット等による広報、ポスターやリーフレットの配布等を通じて、危険物の保安に対する意識を啓発するとともに、危険物の取り扱いに伴う火災の危険性や危険物を安全に取り扱うための知識を周知します。

3 危険物保安功労者等の表彰

危険物の保安に関して功績のあった個人、危険物関係事業所等への表彰状の贈呈等を行います。

(実施行事について)

今年度は令和2年度以降中止されていた危険物安全大会が6月5日（月）に開催され、危険物保安功労者表彰や優良危険物関係事業所表彰を行います。

問合せ先

消防庁危険物保安室企画係 小川・田中
TEL:03-5253-7524

熱中症予防についてのお知らせ

救急企画室

1 はじめに

全国では毎年、非常に多くの方が熱中症により救急搬送されています。昨年は、5月から9月までの全国における熱中症による救急搬送人員の合計が 71,029 人となり、調査開始以降、過去3番目に多い数値を記録しました。特に、記録的な暑さとなった6月の救急搬送者は、15,969 人と6月としては調査開始以降最も多くなりました。

熱中症は、正しい知識を身につけることで、未然に防ぐことができます。こまめな水分補給や、適切なエアコンの使用など、一人一人が熱中症予防を心がけていただくようお願いします。

また、熱中症の危険性が極めて高いと予測される日の前日夕方または当日早朝に「熱中症警戒アラート」が発表されます。アラート発表時は、外出を控えるなど、予防を徹底していただくようお願いします。

2 熱中症について

(1) 熱中症のしくみ

熱中症は、温度や湿度が高い中で、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなり、立ちくらみ、頭痛、吐き気、ひどいときには、けいれんや意識をなくすなど、様々な障害をおこす症状のことをいい、最悪の場合は死に至ることがあります。

(2) 子どもの特徴

子どもは、身長が低く、地面からの距離が近いため、地面の照り返しによって高い温度にさらされやすく、また汗をかくための汗腺が大人に比べると少なく、体温を調節する機能が未熟なため、熱中症にかかりやすいと言われています。

(3) 高齢者の特徴

高齢者は、体温を下げるための体の反応が弱くなっているため、暑さを感じにくい、汗をかきにくい、喉の渇きを感じにくいといった特徴があるため、自覚がないのに、熱中症になる危険があります。

3 熱中症にならないために心がけること



4 熱中症予防啓発

消防庁では、熱中症予防のための様々な予防啓発コンテンツや熱中症搬送状況等の情報をホームページやツイッターなどで発信しています。

昨年度は、熱中症予防啓発の動画とポスターを作成しました。今年度も引き続き、全国の消防本部と連携を図りながら、予防啓発に努めていきたいと考えています。

5 おわりに

熱中症は正しい知識を身につけることで、未然に防ぐことが可能です。これから夏が近づいてきますので熱中症の予防に御協力をお願いします。

問い合わせ先

消防庁救急企画室

TEL: 03-5253-7529



意志つなぐ 連携プレーで 事故防ぐ

 危険物災害
をなくそう



女子カーリングチーム ロコ・ソラーレ

©Loco Solare

石崎 琴美選手

吉田 知那美選手

吉田 夕梨花選手

鈴木 夕湖選手

藤澤 五月選手

消防庁 / 都道府県 / 市町村 / 全国消防長会 / 一般財団法人全国危険物安全協会

このポスターは、危険物安全週間推進協議会が制作しています。